

契約番号 2025031255-50

工 事 名 国道 250 号百間川橋東交差点改良工事(7-1)に伴う舗装工事

質問①

・下記夜間に対する労務割増の考えかたを教えてください。

【夜間施工】PM10～AM6 【時間的制約を著しく受ける場合】

B=夜間労務, C=時間的制約を著しく受ける場合, D=夜間労務費補正×1.5

一括 $(1.5 \times 1.14) = 1.71$ なのか 個別 $(X \times 1.5) + (X \times 0.14)$

についてご回答をお願いいたします。

回答①

・PM10:00～AM6:00の作業における、【夜間施工】と【時間的制約を著しく受ける場合】の労務割増(設計労務単価補正)は下記の式によります。

設計労務単価＝[基準額＋割増し賃金]×補正係数

＝基準額×1.5×1.14

＝基準額×1.71

ただし、割増し賃金＝基準額×0.5